

## コロナ禍で増す企業の人権尊重責任

### ◆UNDP、コロナ禍での人権デュー・ディリジェンス チェックリスト発表

コロナ禍による経済活動制限のもと、サプライチェーンの末端での人権侵害にあたる事例が、各種人権団体から報告されている。注文キャンセルを受けての労働者への賃金不払いや、感染症防止対策が不十分な環境下での労働などである。

そのようななか、2020年4月に国連開発計画（UNDP）は「人権デュー・ディリジェンスと新型コロナウイルス：企業向け自社評価簡易チェックリスト」を発表した。職場における感染防止策、事業縮小や解雇の場合の労働者への賃金支払いや補償、中小サプライヤーの事業継続支援など、新型コロナウイルス感染症流行下における企業の人権リスクや影響を把握するための項目がリスト化されている。

人権デュー・ディリジェンスとは、企業が現在行っている活動および計画中の活動における人権リスクを特定し、防止や軽減、または対処するための仕組みやプロセスを指す。企業の責任範囲は自社のサプライチェーン全体に及ぶ。例えば、3月に新疆ウイグル族を強制労働させている中国の工場との関与が疑われる企業の名前が公表された。直接的に強制労働に関与しなくとも、その工場から製品を購入していれば人権侵害に加担していることになりうる。たとえ法的責任を問われなくとも、企業のブランドイメージへのダメージは大きい。人権デュー・ディリジェンスの実施は、企業のリスク管理のためにも重要である。

### ◆人権デュー・ディリジェンスは国際的ガイドラインに取り入れられている

11年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（指導原則）が、「ビジネスと人権」についての中核となるガイドラインである。指導原則は、「国家の人権保護義務」、「企業の人権尊重責任」、「救済へのアクセス」の3つで構成されている。「企業の人権尊重責任」においては、企業に人権デュー・ディリジェンスの実施を求めている。

人権デュー・ディリジェンスは、ISO26000やOECD「多国籍企業行動指針」など、他の主要なガイドラインにも取り入れられ、企業の人権尊重への取り組みの国際的スタンダードとなっている。

◆日本政府の行動計画で企業の人権デュー・ディリジェンス実施促進

指導原則を具体化した国別行動計画（NAP）の策定が推奨されており、すでに欧州各国、英国、米国、オーストラリア、カナダ、韓国など20カ国以上がNAPを公表している。日本政府は、他主要国より遅れて20年後半に5カ計画を発表する予定である。20年2月公表の政府のNAP原案では、国家の取り組み、企業の取り組み、救済へのアクセスの分野別課題と横断的課題が整理されている。

【日本NAP原案における 国家・企業・救済システムの全観点から取り組む横断的人権課題例】

1. 労働	(1)ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現。雇用促進、労働における基本的原則・権利尊重など (2)ハラスメント対策 (3)労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者・外国人技能実習性）
2. 子どもの権利の保護・促進	人身取引及び性的搾取を含む児童労働撲滅
3. 新技術（インターネットやAI）発展に伴う人権	(1)ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉棄損、プライバシー侵害への対応 (2)人間中心のAI社会原則の定着 (3)AI利用とプライバシー保護に関する議論の推進
4. 消費者の権利・役割	(1)エシカル消費（人・社会・環境に配慮した消費）の普及・啓発 (2)消費者志向経営（消費者の行動変容を促す社会的責任踏まえた企業活動）推進
5. 法の下での平等	(1)ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー推進 (2)障害者雇用促進 (3)女性活躍推進 (4)LGBT差別撤廃 (4)雇用における平等な取り扱い
6. 外国人材の受入れ・共生	外国人材の受入れ環境整備

（外務省ホームページよりARCまとめ）

企業に対しては人権デュー・ディリジェンスの実施を促す。18年3～6月に経団連が実施した調査（会員企業1,373社中302社が回答）によると、「人権を尊重する方針」がある企業は70%で、そのうちの半数は指導原則採択後に策定していた。しかし、人権リスクの特定やリスクの影響の評価、事業運営への反映など人権デュー・ディリジェンス関連項目に取り組んでいる企業は約30%であった。

◆投資家から高まる人権デュー・ディリジェンス義務付けの圧力

コロナ禍においてサプライチェーンの脆弱な部分での人権侵害が多数発生したことを受け、投資家サイドから企業に人権尊重を促す動きが起きている。

世界の大手機関投資家を含む約3100団体が署名する責任投資原則（PRI）は、20年後半に人権尊重が保証された投資活動についてのガイドラインを発表し、署名機関に年次報告させるとしている。また投資家の人権への取り組みを推進するInvestors Alliance for Human Rightsも、加盟機関投資家105団体（運用総額500兆円弱）の支持のもと、すべての政府に対し、企業の人権デュー・ディリジェンスを義務付けることを要求する声明を発表している。コロナ禍によって、ESG投資におけるS（社会）の部分の情報開示の重要性が増している。 【石井由紀】